

### 条約締結国への配当支払に係る源泉税を撤廃(ベルギー)

ベルギー政府は、租税条約締結国に居住する法人株主に対する支払配当について、国内法に基づく源泉税を総じて廃止すると発表した。この新規則は、2007年1月1日付けで発効する。これにより租税条約を締結している国の適格法人投資家は、配当に係る源泉税が免除されるようになる。

新規則による国内の配当源泉税免除を受けるためには、EU親子間配当指令(EU Parent-Subsidiary Directive)における要件と同じ要件を満たすことが求められる。親子間配当指令では、欧州連合およびスイスに居住する法人株主が、少なくとも15%以上(即ち2007年1月1日以降の新たな比率)の持分を有する場合にその恩典を得ることができる。

新制度の内容については詳細を待たねばならないが、法人株主は次の要件を同時に満たす場合に、配当にかかわる源泉税が免除されることになる。

- ・ 受益者(beneficiary)は、ベルギーが租税条約を締結している国の法人居住者であること(現在、ベルギーは、日本、米国をはじめ80カ国以上の国と条約を締結している)。
- ・ 配当の受益者は、ベルギー子会社の、少なくとも15%の持分を、継続して短くとも12ヶ月保有していること。配当を行う時点において、必ずしも最低保有期間をみたしている必要はなく、配当実施後において最低保有期間を満たす場合でも免税措置を受けられる。

源泉税を巡るこのような展開は、ベルギーが最近締結済みあるいは交渉中の香港あるいは米国との租税条約(ないし条約草案)で配当にかかわる源泉税を免除しており、これらの条約内容に沿ったものである。

この国内法による免税措置は、これら条約のような特典制限条項(Limitation on Benefits)がないため、条約による免税措置より恩恵が拡大されることになる。

ちなみに、現在改定交渉が最終段階を迎えているベルギーと米国との租税条約においては、配当、利子、使用料の源泉税が免除されている。同条約においては配当に係る源泉税免除については一定の要件が設けられ、特典制限条項も適用される予定である。

Source: PwC Belgium Newsalert

### 事前確認(APA)に関する指針を発出(ドイツ)

2006年10月12日、ドイツ財務省は、APA取得手続に関する指針を発出した。このAPA指針には、租税条約上の相互協議手続に基づき、ドイツにおいて2国間あるいは多国間APAを取得する手続の網羅的な情報が含まれており、次の項目については詳細して記述されている。

#### 1) APA手続の開始

APA手続を開始するためには、納税者は申請書を完成させなければならない。そのためには最初に、APAの権限ある当局である“Bundeszentralamt für Steuern”と、対象および申請内容について事前相談を行うことを要請することが望ましく、次のステップとして権限ある当局に文書による申請を提出する。APAの申請を行う納税者は、租税条約の恩典を受ける資格を有していること、また相応の理由があることが申請条件となる。

#### 2) APAの内容、必要文書、拒否

申請には、申し出のあった独立企業間価格の算定方法について、それが最も合理的であることの説明を含まなければならない。申請における前提条件(所有関係の変更が無い等)は、APA契約の

一部を構成することから、こうした“重要な前提条件(critical assumptions)”に変更が生じる場合には、APAは取消される可能性がある。申請者は、関連する資料(例えば、組織等の概要および事業上の関係)を申請書に添付しなければならない。この指針には必要な文書化に関する詳細なリストが含まれている。

ドイツ当局は、文書化が不十分な場合や、申請理由が租税回避目的の場合などの一定のケースにおいて、申請を却下する権限を有する。

### 3) APA 手続の詳細

相互協議は、当事者国の権限ある当局によって行われる。申請者は、相互協議の結果に合意する必要があり、また、APAに関して不服申立の権利を放棄しなければならない。相互協議が完了するまでの間、納税者は、いつでも申請内容の修正や取下げを行う権利を有する。

APAは通常、申請書が提出された年の当初から有効となり、APA対象期間は通常3年から5年である。また、納税者は対象期間の延長を申出することもできる。また、一定条件のもとAPA期間の過年度への遡及(roll back)も可能であるが、条約相手国で遡及を受入れ可能かどうか重要となる。

### 4) APA 期間における措置ならびに拘束力

APA期間において納税者は、年次コンプライアンス報告書を提出する義務を負う。報告書では、APAの事実内容(fact pattern)が実際も変りがなく、重要な前提条件について違反していないことを示す必要がある。これらの条件のもと、税務当局は、APAに拘束される。実際的事実内容がAPAと一致していない場合は、APAは有効とならない。また、この報告書は、一般の移転価格文書化の要件に影響を及ぼすものでも代替となるものでもない。

ドイツ財務省は上述の指針の公式英語訳を発行する予定である。

さらに、事業の機能や引受けリスクの異動(shift)に関する指針も公表予定で、草案が年内に公表されるものと思われる。

また、2007年税制改正案のなかでは、APAの申請手数料として、20,000ユーロ(約300万円)の基本料を導入することが提案されている。APAの継続や申請内容の修正などの場合は追加の費用がかかる見込みである。

Source: PwC Newsalert - European Tax

## 経済競争力向上に資する法人資産を巡る優遇措置(タイ)

タイ税務当局は、勅令(Royal Decree No460)に従い、2006年9月15日付けで法人税の免税措置を巡る指針および適用要件に関する通知(Departmental Notifications on Income Tax No.156 および 157)を発表した。この免税措置は、民間企業の生産性やサービスの質向上を促進し、タイの経済競争力の強化を目的としている。次のような要件を満たす場合に法人税の免税が受けられることとなる。

- 1) 上場企業が、資産の追加、変更、拡張、改良を伴うようなプロジェクト(メンテナンスのための補修を除く)を行う場合、当該プロジェクトに実際に投資した費用の25%相当額を法人税から免除する。当該支出は、2006年1月1日以降に開始する5会計年度以内に発生したものを対象とする。当該プロジェクトが、免除を受ける企業の主たる事業に関連したものであり、またその価額が500万バーツ(約1600万円)以上であること、また、二重に税務上の恩典を受けることを回避するために、対象資産は、BOI(タイ投資委員会)関連等や他の事業促進優遇措置のある事業やその他の免税所得を生じる事業において使用されている資産ではないこと、また対象資産自体が、研究開発促進税制などの対象となっていないことが要件となる。
- 2) 法人格を有する法人(juristic company)あるいはパートナーシップが、所有している機械を売却した所得で1年以内に新品の機械と買換えた場合、法人税の免税対象とされる。当該法人あるいはパ

ートナーシップが、領収書あるいは請求書など資産取得を証明する資料を提出することが要件となる。また、売却した機械の残存価額部分は、法人所得税の計算上費用として損金算入できない。当該機械は、生産能力の拡大、サービスの質の向上に利用されるものでなければならず、2006年1月1日から2010年12月31日までの期間に売却されたものに限られる。上述1)と類似の二重の税務上の恩典を回避する条件が設けられている。

Source: PwC Tax News Network

### マキラドーラ制度とその他企業向け制度(PITEX)を統合した新制度(IMMEX)を導入(メキシコ)

メキシコのマキラドーラは、外国投資を促進するために設置された保税加工制度で、メキシコに輸入する原材料および機械・設備について完成品を輸出する限り、輸入関税・付加価値税を支払う必要がない。さらに数年間は、法人税について一定の軽減措置も与えられていることがこの制度を際立たせ、多くの外国企業の成功モデルとなっている。また、マキラドーラ以外の他の企業(ほとんどの場合メキシコの内国法人)も、マキラドーラと同様に関税のかなりの部分について PITEX(完成品輸出用一時輸入プログラム)として知られる類似の制度を通じて軽減措置を受けている。マキラドーラと PITEX は、純粋に関税上は同一の恩典が与えられているが、PITEX は税務上は同じ扱いを受けていなかった。

メキシコ政府は、2006年11月1日、マキラドーラ制度と PITEX 制度を統合した新制度(IMMEX)に関する法令を官報で公布し、同法令は2006年11月13日付けで発効した。これにより、二つの制度は同じ関税上の義務を有し、法人税上の取扱いも同じものが適用されることとなった。また、PITEX も VAT 上の恩典を受けることになる。さらに、事務手続き上の項目も29項目から16項目に軽減される。

新法では、1企業につき1つの IMMEX 制度が認められる。IMMEX 制度に認定されるためには、当該企業の年間輸出額が50万ドル(約6,000万円)以上か、あるいは年間請求額の少なくとも10%を輸出していること、および Advanced Electronic Signature の認定を受けていること、が要件となる。経済省は、マキラドーラおよび PITEX のステータスを現在有する企業に対しては、追加的な要件を求めず、IMMEX 制度への登録をすることとしている。IMMEX の登録番号が付与されることとなるが、経過措置的に IMMEX 番号をまだ付与されていない場合は、2007年7月1日までは、マキラドーラおよび PITEX の登録番号を利用することができる。

また、IMMEX 企業は、製造活動あるいは輸出活動に必要な既承認品目の全てについて、文書で申請することなしに、輸入することが認められること、特定のセクターの輸入者登録をする必要がなく、自動的に登録が与えられること、等 IMMEX 独自の新たな特典も加えられている。

しかし、現行のマキラドーラ制度を利用している企業は、IMMEX では、マキラドーラに与えられている全ての現行税務上の特典(具体的には、大統領勅令に基づく50%の税軽減措置など)が、マキラドーラ制度を巡る勅令が撤廃されるために IMMEX では適用されなくなるのではないかとこの点を最も恐れている。プライスウォーターハウスクーパースが経済省当局から得た情報では、何度もの改正を経た結果完成した現行の IMMEX は、現行のマキラドーラで享受できる特典を確保するよう立案され、全ての特典が現在と同様に受けられるとしている。この点が、確実に実施されるか、また解釈の明確化と修正が求められる点について、今後も見守っていく必要がある。

Source: PwC Newsalert Mexico

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパースが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等を抜粋してお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認ください。ご意見、ご質問、お問い合わせは、本誌編集室までお願いいたします。